

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（抜粋）

第7章 契約

（契約の方法）

第39条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争（以下「一般競争」という。）に付きなければならない。

- 2 一般競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。
- 3 契約担当役は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、指名競争に付するものとする。
 - (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要があるとき。
 - (2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 4 契約担当役は、契約に係る予定価格が少額である場合その他機構の業務運営上特に必要がある場合においては、第1項の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。
- 5 契約担当役は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。
 - (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - (2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
 - (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 船舶の建造に係る契約であって、当該船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、共同建造事業者が要請する造船所と契約することが適当であると認められるとき。ただし、共同建造事業者が競争契約を希望する場合(第1号から第3号までに該当する場合を除く。)は、この限りではない。
- 6 契約担当役は、契約に係る予定価額が少額である場合その他機構の業務運営上特に必要がある場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

（予定価格）

第40条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるものについては、予定価格書の作成を省略することができる。

(落札の方式)

第41条 契約担当役は、競争による契約については、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払いの原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約担当役は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利な者（同項ただし書きにあっては、次に有利な者）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書)

第42条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(保証金)

第43条 契約担当役は、競争入札に加わろうとする者に入札保証金を、契約を締結しようとする者に契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項に規定する保証金の納付は、別に定めるところにより確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(監督及び検査)

第44条 契約担当役は、契約の適正な履行の確保及び完了の確認のため、職員（事務所限定職員、再雇用職員及び嘱託を含む。）に命じて必要な監督及び検査をさせなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定によるほか、契約の適正な履行の確保及び完了の確認のため、あらかじめ、必要な監督及び検査をさせる者を指定することができる。

(その他)

第45条 本章の規定によるほか、契約に関する必要な事項については、別に定める。